

# 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案 (電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務)について

平成31年1月  
総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 消費者行政第一課

情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月)を踏まえ、**利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護**を図るため、**事業者に対し、利用者周知に関する事前届出**を課すことにより、**行政が事業者の取組状況を確認等**するための制度を整備。

(上記内容を含む「電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律」が平成30年5月10日成立、23日公布(平成30年法律第24号))

## 現状

### 事業者による適切・十分な利用者周知の確保の必要性

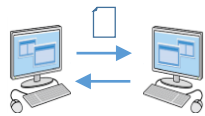
- 固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス(例:NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)等)が終了予定
- 現行の退出規律(事後届出制)では、事業者による利用者周知の取組が適切・十分でない場合の事前の対応が困難

### 【参考】NTT東西のINSネット(デジタル通信モード)

低速だが高品質・低遅延でデータ通信を行うことが可能なサービス。  
国民生活・経済活動に直結する幅広い場面で利用されている。

<利用分野の例> ※INSネットの契約数:約256万件(平成28年3月末現在)

企業間の電子商取引(EDI)  
受発注30~40万社の一部



カード決済端末  
約6~10万台



電子端末による銀行取引  
(拡大・口座照会)  
約10万社(3メガバンクの延べ数)



ラジオ放送  
(番組中継・番組素材配信)  
臨時回線3,100回線以上  
(99社(年間))



## 制度整備(イメージ)

### 事業者による利用者周知の内容に関する事前届出

- 事業者による利用者周知の内容(例:移行先となり得るサービスや苦情・相談窓口等)を、予め行政が確認等することにより、利用者における円滑なサービスの移行を促進

行政が事業者の取組状況を確認

必要に応じて、利用者保護を図るために必要な対応を事業者に求めることが可能に

利用者周知の内容に関する事前届出

利用者周知の実施

サービスの休廃止

(事後届出)

※このほか、接続事業者及びその利用者の利益を確保するため、第一種又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者が、これらの設備の機能を休廃止しようとする場合には、あらかじめ、当該機能を利用する接続事業者に対して、その旨を周知しなければならないこととする制度を整備。

## 電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務(改正法の内容)

### 休廃止に係る利用者への周知

改正事業法第26条の4第1項

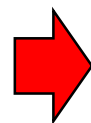


電気通信業務の休廃止に際し、総務省令で定める周知方法により、あらかじめ、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を利用者に周知させる義務

(ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止については対象外)

### 休廃止に係る周知事項に関する総務大臣への事前届出

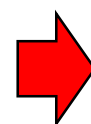
改正事業法第26条の4第2項



利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止に関し、総務省令で定める方法により、あらかじめ届け出る義務

### 休廃止に関する情報の総務大臣による整理・公表

改正事業法第26条の5



上記事前届出義務の対象となる電気通信業務の休廃止に関する情報※の総務大臣による整理・公表

※ 周知事項に関する事前届出(改正事業法第26条の4第2項)及び休廃止の事後届出(法第18条第1項)に関して作成・取得した情報や、その他総務省令で定める情報

## 本改正省令で定める事項

- (1) 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止
- (2) 利用者への周知方法及び周知事項
- (3) 事前届出の届出方法
- (4) 総務大臣が整理・公表する情報のうち、その他総務省令で定める情報

※施行日は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(注)上記の周知義務・届出義務に違反した場合は、業務改善命令(改正事業法第29条第2項)や罰則(改正事業法第188条第1号)の対象となる。

以下を利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る電気通信業務の休廃止として規定 (改正省令第22の2の11第1項)

## ① 基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 電気通信事業法第7条で定める基礎的電気通信役務は、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務であることから、こうした電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

## ② 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 電気通信事業法第20条で定める指定電気通信役務は、他事業者の事業展開上不可欠な設備である第一種電気通信指定設備を用いて提供される電気通信役務であって、他事業者による代替的な電気通信役務が十分に提供されない電気通信役務であることから、こうした電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

## ③ 周知開始予定年度の前年度末における契約数 (卸電気通信役務を提供している場合には卸先の契約数を自らの契約数に含む) が100万以上であり、かつ有償の電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止

(理由) 基礎的電気通信役務や指定電気通信役務以外の電気通信役務であっても、一定以上の契約数を有する有償の電気通信役務に係る電気通信業務が休廃止される場合には、多くの利用者において移行先となり得る電気通信業務の検討・選択を迫られることとなり、総体として利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられる。

## 【参考】

### ○基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)

・対象役務: 加入電話(加入電話に相当する光IP電話を含む)、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)

※NTT東日本・NTT西日本が、法令に基づき、日本全国あまねく提供する義務を負っている。

### ○指定電気通信役務

・対象役務: NTT東日本・NTT西日本の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・フレッツ光・フレッツISDN・ひかり電話 等

## 1. 周知の時期 (改正省令第22の2の10第1項)

休廃止日の**30日前まで**

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務については、休廃止日の**1年前まで**)

## 2. 周知の手段 (改正省令第22の2の10第1項)

下記 ①～⑤ の**いずれかの方法**によらなければならない。

- ① **対面による説明**
- ② **電話又はこれに類する双方向の通信**(インターネット電話等)
- ③ **書面の交付**(郵便・信書便の送付、手渡し等)
- ④ **電子メールによる連絡**
- ⑤ **HP等における連絡(ただし、当該サービスを利用する際に必ずその画面が表示されることが必要)**

## 3. 周知事項 (改正省令第22の2の10第2項)

下記事項について、周知させなければならない。

- ・**休廃止する電気通信業務の内容**
- ・**休廃止する年月日**
- ・**休止する場合は、その期間**
- ・**休廃止の理由**
- ・**利用者が苦情又は問合せを行うための連絡先**
- ・**休廃止するサービスの代替サービス**(両者の比較が可能な情報を含む。)
- ・**休廃止するサービスに関する利用者の被害の発生等の防止に資する情報**(詐欺防止のための情報等)

※ 都度契約を締結する業務、事業の承継等により引き続き提供される業務、その他通信目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる業務の休廃止は、現行法令と同様、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして、周知義務の対象外とする(改正省令第22の2の10第1項)。

## 1. 届出の方法

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ（改正省令第22の2の11第2項）

**法に基づく周知を開始する日の30日前までに**、届出書を提出しなければならない。

※届出書の提出より前に、法に基づく周知とは別に実質的な周知行為を開始していても支障ない。

## 2. 届出書の記載事項

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ（改正省令第22の2の11第2項、様式第15の3）

- 休廃止する年月日
- 休止する場合は、その期間
- 休廃止する電気通信業務
- 休廃止の理由
- **周知の開始を予定する年月日及び周知の実施期間**
- 利用者が苦情又は問合せを行うための連絡先
- 休廃止するサービスの代替サービス(両者の比較が可能な情報を含む。)
- 休廃止するサービスに関する消費者被害の発生等の防止に関する情報(詐欺防止のための情報等)
- **周知の実施方法**

## 総務大臣が整理・公表する情報

※利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ (改正省令第22の2の12第1項)

総務大臣は、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務の休廃止に関して、事業者からの2つの届出(休廃止の周知に係る事前届出(法第26条の4第2項)及び休廃止に係る事後届出(法第18条第1項))に関して作成・取得した情報のほか、以下の保有する情報を整理・公表する。

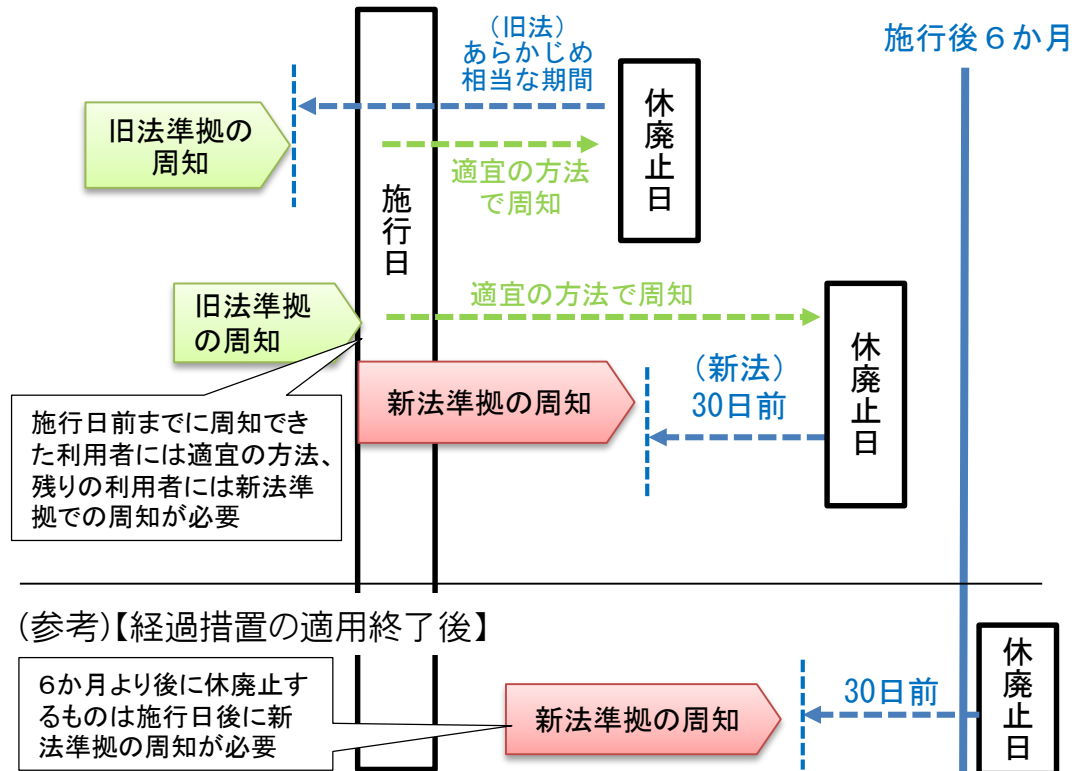
- 周知に際して行われた他の事業者との連携に関する情報
- 休廃止するサービスの代替サービスの提供に関する情報
- 利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関する情報

## 【経過措置の必要性等】

- 法施行日後、休廃止日の30日前(周知期限日)までに、改正省令に定める周知事項を利用者に周知させなければならない。
- このため、休廃止日が施行日に近接している場合についての経過措置が必要。
- 事業者からのヒアリングによれば、
  - ・ 新法の周知期限(30日前)より余裕を持って個別周知を行うことが考えられること
  - ・ 利用者全体への周知に2~3か月程度かかることがありうること等を踏まえ、法施行日から**6か月以内**に休廃止を行う場合について規定。

## 【経過措置①: 法施行日から6か月以内に休廃止する場合】

施行日より前に、旧法に基づき利用者の全部又は一部に適切に周知させていた場合は、周知を受けた利用者に対する施行日後の周知については適宜の方法で行うことができることとする。



## 【旧法準拠の周知】(現行省令第13条)

- ・ あらかじめ相当な期間を置いて、
  - ・ 休廃止する事業の利用者に対し、その旨を周知
- ※具体的な周知期限、周知内容について定めなし  
※周知方法は定めあり  
(訪問、電話、書面の送付、電子メール、HP連絡)

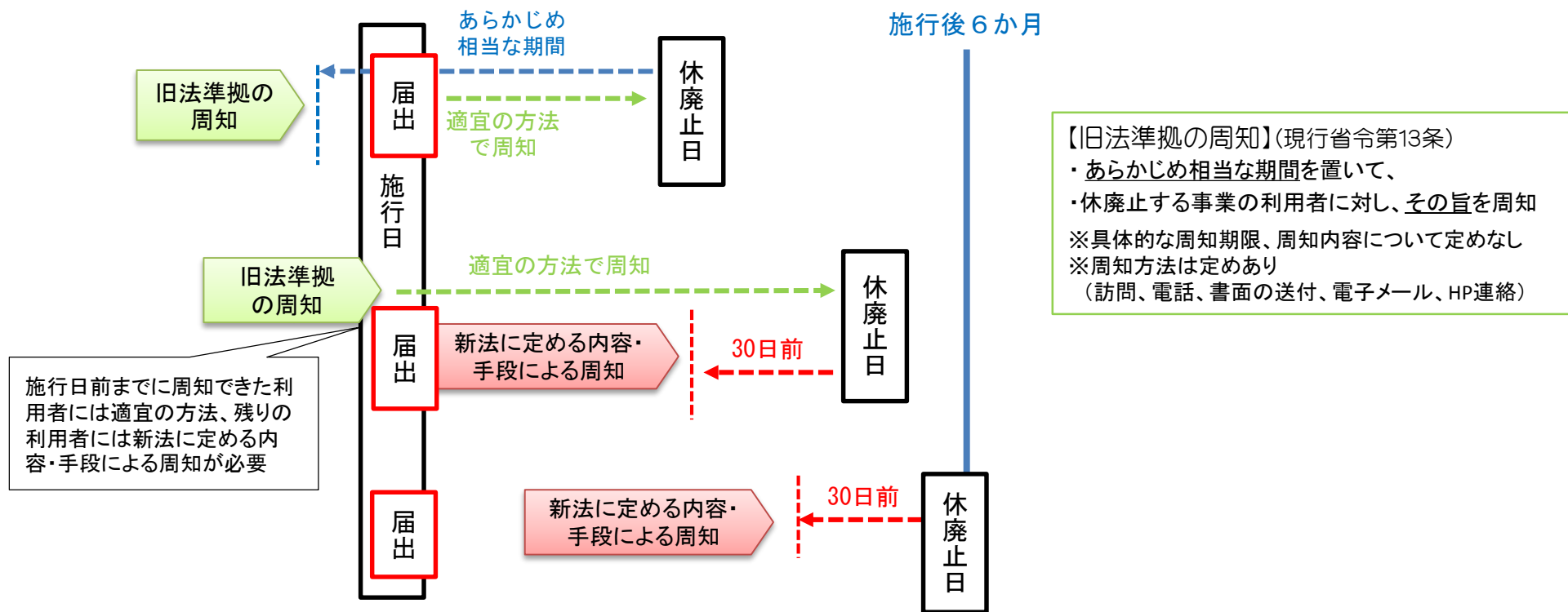


## 【経過措置の必要性等】

- 法施行日後、周知の内容・方法の届出を周知開始日の30日前までに提出した上で、休廃止日の1年前(周知期限日)までに、改正省令に定める周知事項を利用者に周知させなければならない。
- このため、休廃止日が施行日に近接している場合についての経過措置が必要。
- 休廃止日が施行日から①比較的近接している場合(6か月以内)と、②一定程度離れている場合(6か月以降1年5か月以内)について規定する。

## 【経過措置②-1: 法施行日から6か月以内に休廃止する場合】

- ・ 休廃止前の届出は、**施行日以後速やかに提出すればよい**こととする。
- ・ 施行日より前に、旧法に基づき周知を行っていた場合には、施行日後の周知は適宜の方法で行うことができることとする。
- ・ 施行日より後に行う**新法に規定する内容の周知の期限は、休廃止日の30日前まででよい**(原則である1年前より短縮する)こととする。



【旧法準拠の周知】(現行省令第13条)

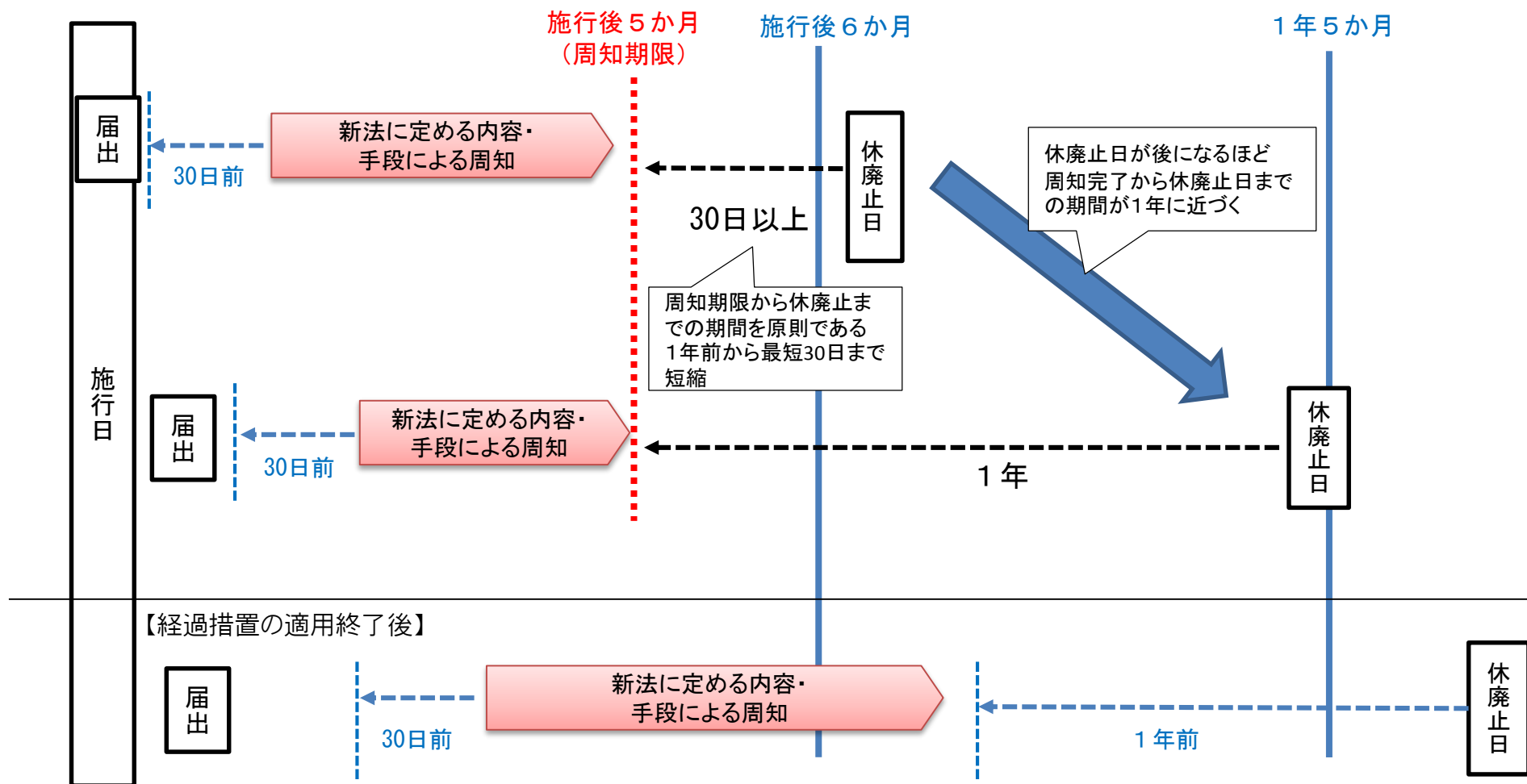
- ・ あらかじめ相当な期間を置いて、
- ・ 休廃止する事業の利用者に対し、その旨を周知

※具体的な周知期限、周知内容について定めなし  
 ※周知方法は定めあり  
 (訪問、電話、書面の送付、電子メール、HP連絡)

施行日前までに周知できた利用者には適宜の方法、残りの利用者には新法に定める内容・手段による周知が必要

【経過措置②-2: 法施行日後、6か月から1年5か月以内に休廃止する場合】

- ・ 施行日より後に行う新法に規定する内容の周知の期限は、施行日の5か月後までとする。(結果として、周知完了から休廃止日までの期間は30日以上を確保しつつ、原則である1年前までよりは短縮することとなる)



## ○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（改正後）（抄）

（電気通信業務の休止及び廃止の周知）

第二十六条の四 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、利用者の利益を保護するために必要な事項として総務省令で定める事項を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、電気通信事業者は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

（電気通信業務の休止及び廃止に関する情報の公表）

第二十六条の五 総務大臣は、その保有する前条第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する次に掲げる情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 第十八条第一項及び前条第二項の規定による届出に関して作成し、又は取得した情報
- 二 その他総務省令で定める情報

（業務の改善命令）

第二十九条 （略）

2 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 （略）
- 二 電気通信事業者が第二十六条の二第一項、第二十六条の四第一項、第二十七条又は第二十七条の三の規定に違反したとき 当該電気通信事業者

（罰則）

第百八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第二項、第十八条第一項、第二十六条の四第二項、・・・（中略）・・・又は第二百二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者